

## 鹿島灘海浜公園拠点化推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 鹿島灘海浜公園拠点化構想を策定するため、鹿島灘海浜公園拠点化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿島灘海浜公園の拠点化構想に関すること。
- (2) その他本推進会議の目的達成のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議の委員は25人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (アドバイザー)

第5条 推進会議にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、目的を達成するため、専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 アドバイザーは、委員長求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする

### (任期)

第6条 委員の任期は、市長が委員を委嘱し、又は任命した日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、委員は再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第7条 推進会議には、委員長と副委員長の各1人を置く。

- 2 委員長は市長とする。
- 3 副委員長は、市長が指名する。
- 4 委員長は、会議を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第8条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (事務局)

第9条 推進会議の事務局は、都市計画課に置く。